

○ 室蘭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に
 基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表
 (平成 2 7 年条例第 1 号)

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び<u>法第 1 9 条第 1 1 号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p><u>(6) 特定個人番号利用事務 法第 1 9 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>(7) 利用特定個人情報 法第 1 9 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第 3 項の規定により利用することができる<u>利用特定個人情報</u>のうち、生活保護関係情報（主務省令で定めるものを含む。）については、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「準生活保護関連情報」という。）を含むものとみなして、同項の規定を適用する。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第 5 条 <u>法第 1 9 条第 1 1 号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第 3 の照会機関の欄に掲げる機関が、同表の提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び<u>法第 1 9 条第 1 0 号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長が行う<u>法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、<u>法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第 3 項の規定により利用することができる<u>法別表第 2 の第 4 欄に掲げる特定個人情報</u>のうち、生活保護関係情報（主務省令で定めるものを含む。）については、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「準生活保護関連情報」という。）を含むものとみなして、同項の規定を適用する。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第 5 条 <u>法第 1 9 条第 1 0 号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第 3 の照会機関の欄に掲げる機関が、同表の提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>